

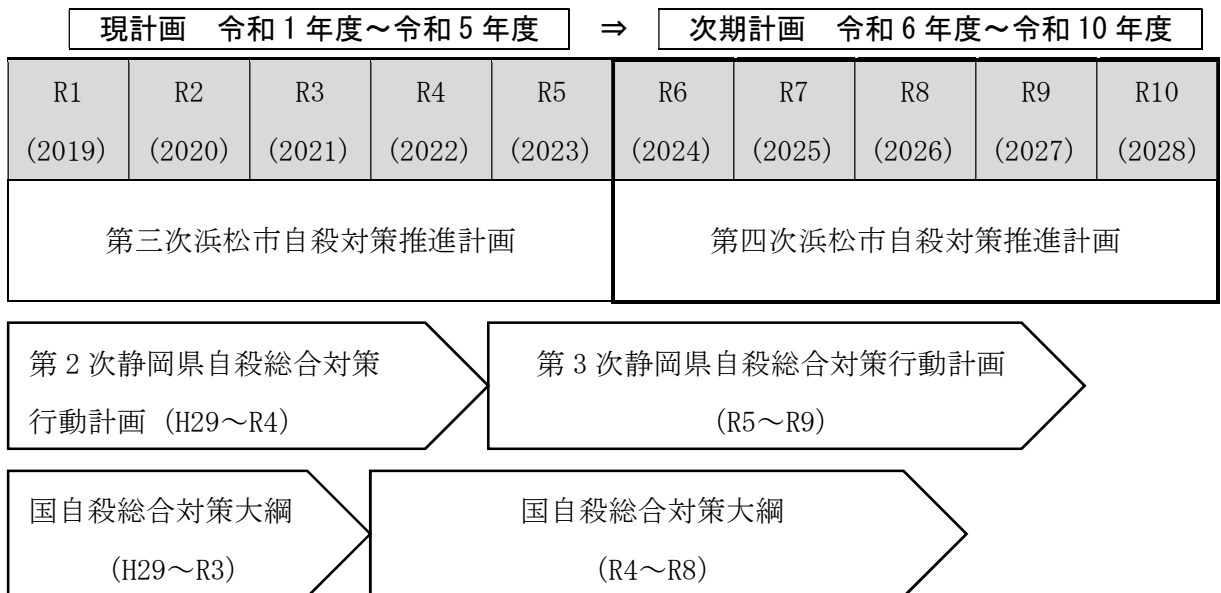
浜松市自殺対策推進計画骨子案について（報告）

1 趣旨

自殺対策基本法第3条の規定に基づき、国の自殺総合対策大綱や社会情勢、自殺者の現状を踏まえ、本市の自殺対策を総合的に推進する指針となる次期自殺対策推進計画（R6～R10年度）を策定する

計画名称	根拠法令等	内容	審議機関
第四次浜松市自殺対策推進計画	自殺対策基本法第3条の規定に基づく計画	自殺対策推進に係る活動の指針となるもの	保健医療審議会

2 計画の期間



3 骨子案

別添 資料1、資料2のとおり

4 策定スケジュール

時期	内 容
8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回自殺対策連携会議 【審議】 骨子案
8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回保健医療審議会 【審議】 骨子案
8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】 骨子案
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回自殺対策連携会議 【審議】 計画案、パブリック・コメント実施 ・ 第2回保健医療審議会 【審議】 計画案、パブリック・コメント実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】 計画案、パブリック・コメント実施
11月中旬～ 12月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメント実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回自殺対策連携会議 【報告】 パブリック・コメント実施結果 【審議】 計画修正案 ・ 第3回保健医療審議会 【報告】 パブリック・コメント実施結果 【審議】 計画修正案
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市議会厚生保健委員会</u> 【報告】 計画修正案 ・ パブリック・コメント結果の公表
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画決定・公表

第四次浜松市自殺対策推進計画骨子（案）

現行計画
2019～2023 年度

計画の体系

【計画目標】
浜松市の自殺者がひとりでも少なくなることを目指します。
【数値目標】
2022年自殺死亡率 12.0 以下

◆基本理念◆

孤立を防ぐ

ひとりじゃないよ 大丈夫

◆重点施策◆

1
安心して暮らすための
包括的支援の充実

2
若年層・働き盛り世代
への対策の充実

3
多職種連携による
セーフティネットの
強化

◆分野別施策◆

I 相談、支援体制の充実

- (1) きめ細かな相談体制づくり
- (2) 自殺のリスクの高い人への支援
- (3) 遺された人への支援
- (4) こころの緊急支援活動
- (5) 適切な精神保健福祉医療サービスの提供

II 教育、啓発の促進

- (1) 学校における心の健康づくり
- (2) 地域における心の健康づくり
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策
- (4) 自殺の実態把握

III 人材養成、環境整備等の促進

- (1) ゲートキーパー養成
- (2) 民間団体等への支援
- (3) 人材の養成・資質向上への支援
- (4) こころの健康支援の環境整備及びこころの健康づくりの促進

IV 多職種連携及び協力体制の強化

- (1) 支援者同士のネットワークの構築
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 地域の実践的な取組支援の強化
- (4) 気づきと見守りの促進

【国】

自殺対策基本法改正
(平成 28 年)

自殺総合対策大綱見直し
(2022 年 10 月)

<包括的支援体制の強化>

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 2 女性に対する支援の強化
- 3 地域自殺対策の取組強化
- 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

【静岡県】

自殺総合対策行動計画
(2023 年 3 月策定)

【浜松市自殺対策プロフィール】

1. 高齢者
2. 生活困窮者
3. 勤務・経営

第四次計画（案）
2024～2028 年度

計画の体系

【計画目標】
浜松市の自殺者がひとりでも少なくなることを目指します。
【数値目標】
2027 年自殺死亡率 12.0 以下

◆基本理念◆

孤立を防ぐ

ひとりじゃないよ 大丈夫

◆重点施策◆

1
安心して暮らすための
包括的支援の充実

2
子ども・若年層・女性
支援対策の充実

3
多職種連携推進及
び重層的支援体制
整備によるネットワ
ークの強化

◆分野別施策◆

I 相談、支援体制の充実

- (1) きめ細かな相談体制づくり
- (2) 自殺のリスクの高い人への支援
- (3) 遺された人への支援
- (4) こころの緊急支援活動
- (5) 妊産婦等女性への支援
- (6) 適切な精神保健福祉医療サービスの提供

II 教育、啓発の促進

- (1) 学校における心の健康づくり
- (2) 地域における心の健康づくり
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策
- (4) 自殺の実態把握

III 人材養成、環境整備等の促進

- (1) ゲートキーパー養成
- (2) 民間団体等への支援
- (3) 人材の養成・資質向上への支援
- (4) こころの健康支援の環境整備及びこころの健康づくりの促進

IV 多職種連携の推進及び重層的支援体制の整備

- (1) 支援者同士のネットワークの構築
- (2) 重層的支援体制の整備
- (3) 地域の実践的な取組支援の強化
- (4) 気づきと見守りの促進

3つの重点施策

国の自殺総合対策大綱や社会情勢、自殺者の現状を踏まえ、計画の基本理念「孤立を防ぐ ～ひとりじゃないよ、大丈夫。～」を基に、重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけ、計画的に推進します。

No.	施策	基本方針・方向性	具体的な内容
1	安心して暮らすための包括的支援の充実	各種相談窓口の充実や相談者に応じたゲートキーパーの確保など、悩みに応じた相談体制の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> (1) さまざまな悩みに対応する相談支援体制の充実 (2) ゲートキーパー等の人材養成及び教育、啓発 (3) こころと体の健康づくり (4) 生活支援体制づくりの推進 (5) 遺された人への相談・支援 (6) <u>妊産婦、子ども、子育て世帯への相談支援</u>
2	<u>子ども・若年層・女性支援対策の充実</u>	<u>子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や、女性に対する支援の強化</u> を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> (1) こころの健康の保持・増進の取り組み (2) 学校領域での多職種連携の推進 (3) 若者相談支援機関との連携による相談支援 (4) 自殺対策における企業への研修等支援 (5) 学生・働き盛り世代を対象とした自殺対策啓発 (6) <u>子どもや妊産婦への支援体制の充実</u>
3	<u>多職種連携推進及び重層的支援体制整備によるネットワークの強化</u>	<u>多職種連携の推進や、重層的支援体制の整備により、ネットワーク体制の強化</u> を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域を支える専門職の多職種連携の推進及び <u>重層的支援体制整備</u>による自殺リスクの高い人に対する支援 (2) 自殺未遂者対策 (3) <u>みんなでつながるネットワーク体制の推進</u>